

生駒市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から平成27年度財政援助団体等の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年3月30日

生駒市監査委員 藤本 勝美  
生駒市監査委員 井上 圭吾  
生駒市監査委員 白本 和久

記

措置結果通知日 平成28年3月16日

監査の対象（課、施設） 健康課、生駒市介護老人保健施設やすらぎの杜優楽	
指摘事項等	措置内容
<p>1. 事業計画書及び年度事業報告書について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業計画書に記載されている事業のうち、実施実績が年度事業報告書に記載されていないものがあるため、事業報告書に記載すべきである。</li><li>・収支決算書が概算で作成されているが、確定した収支決算書の提出を求めるべきである。また、提出が基本協定書に定める提出期限により困難であるなら、協定書を改訂すべきである。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業計画書に対応した事業報告書を提出させました。</li><li>・確定した収支決算書を提出させました。また、基本協定書については、他事項とともに改訂します。</li></ul>
<p>2. 施設の修繕について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・故障している太陽光発電設備を早急に協議して修繕すべきである。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・修繕を実施いたします。</li></ul>
<p>3. 施設の利用料金について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・指定管理者の利用料収入としている文書料（診断書等）は、手数料として条例に規定するとともに、手数料の徴収等業務を基本協定書に記載すべきである。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・条例を改正して手数料として規定するとともに、基本協定書に記載します。</li></ul>

<p>4. 指定管理業務と自主事業の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・介護予防パワーリハビリテーション、訪問リハビリテーション、公衆電話及び自動販売機の設置について、指定管理業務と自主事業を明確にし、適正に処理されたい。</li></ul> <p>5. 条例及び施行規則について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・条例及び施行規則の誤りについて改められたい。</li></ul> <p>6. 指定管理者指定申請時の事業計画書について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業計画書における提案等の取組内容を明確にすべきである。</li></ul> <p>7. 市の指定管理業務に対するモニタリングについて</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・指定管理者、指定管理業務に対し、今後、適切なモニタリングを行うべきである。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・指定管理業務と自主事業を明確化し、適正な事業計画書等を提出させました。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・介護保険法からの引用条項について条例を改正しました。また、入所定員等について施行規則を改正します。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・申請時の事業計画における対応について、文書を提出させ、取組内容を明確にしました。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・上記のとおり、適正な収支決算書及び事業計画書等を提出させましたが、今後、業務が効果的かつ適正に執行されているか適切なモニタリングを行います。</li></ul>
--	---